

# 駐屯地受水槽部品取替工事

件名	駐屯地受水槽部品取替工事		
図面名称	表紙		
図面番号	1 / 4	作成年月日	R7.6.19
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班			

## 仕様書

- 1 工事件名 駐屯地受水槽部品取替工事
- 2 場 所 長崎県大村市西乾馬場町4-1-6
- 3 概 要 駐屯地埋設受水槽内部の部品取替を実施する。
- 4 履行期間 契約日～令和8年1月30日（金）

### 5 一般事項

- (1) 本工事の施工は、特記仕様書及び、設計図書による他、次の基準及び関係諸規則の定めに従い確実に施工するものとする。  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）』  
国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）』
- (2) 本工事の施工にあたり、仕様書と図面あるいは現地において、疑義、相違及び不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
- (3) 請負者は施工にあたり、諸法規を遵守するとともに、その運営及び適用は請負者の負担と責任において実施するものである。
- (4) 写真は、施工前、完成後、各工程毎及び材料搬入状況等を撮影し写真帳（A4）に整理し提出するものとする。
- (5) 工事場所及び指定された場所以外の無断立入り及び写真撮影は禁止するものとする。
- (6) 請負者は、現場代理人を指名し関係法令に従って現場の管理に当たらせ、関係者の監督及び火災・盗難等の災害防止に十分な注意を払わせるものとする。現場においては常に整理整頓を行い、災害等においては自らの責に任ずるものとする。
- (7) 本工事に使用する材料は、再使用品を除き全て新品とし、必要によってはカタログ等を提出し承認を受け、合格品のみを使用するものとする。
- (8) 本工事により発生した金属発生材以外の発生材については、請負者の責任において全て構外へ搬出し、関係法令等に従い適正に処分するものとする。また、マニフェスト（E票）の写しを監督官に提出するものとする。
- (9) 請負者は、契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し、工程表等を提出するものとする。
- (10) 本設計図書に記載された寸法は標準寸法であり、施工に際しては、原寸等を確認し施工するものとする。また、仕様書に記載なき事項であっても工事完成に必要な軽微な作業は、請負者の責任において実施するものとする。
- (11) 本工事に使用する工事用電源は、自社の発電機を使用するものとし、官側の電気及び水道を使用する場合は、請負業者の負担とする。

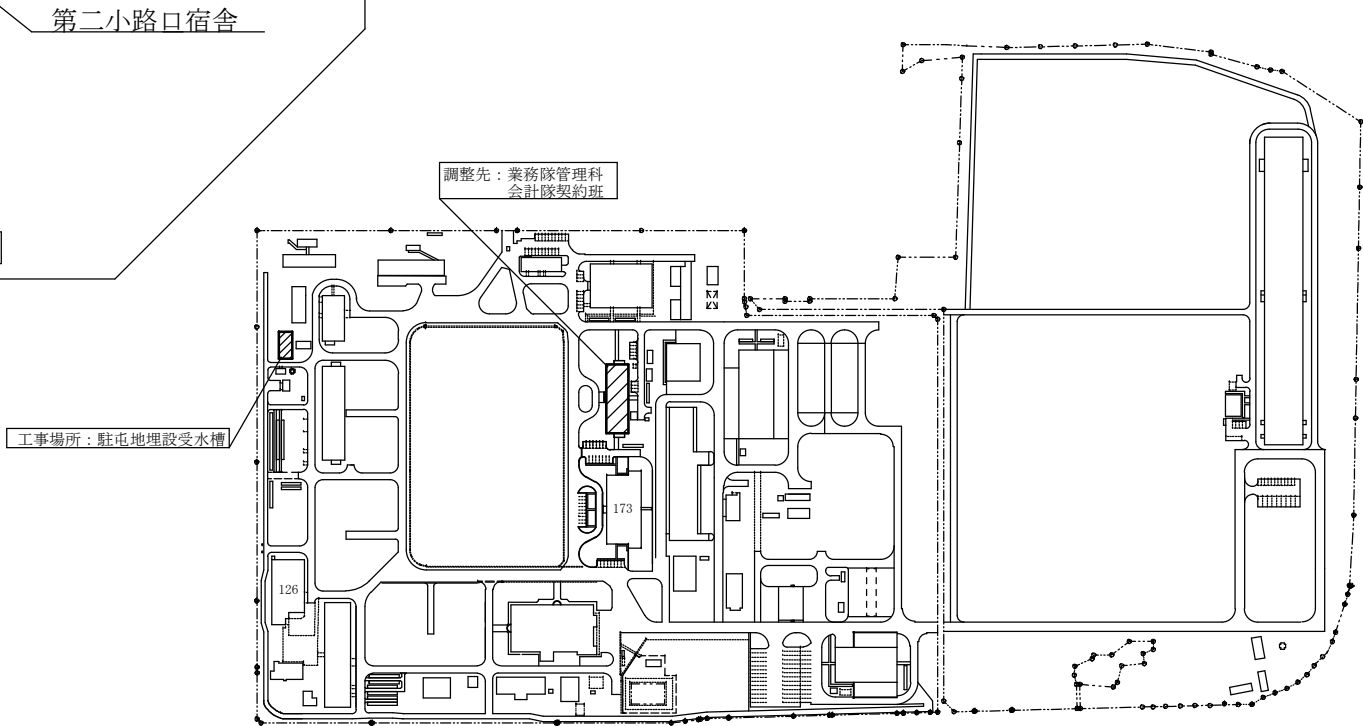
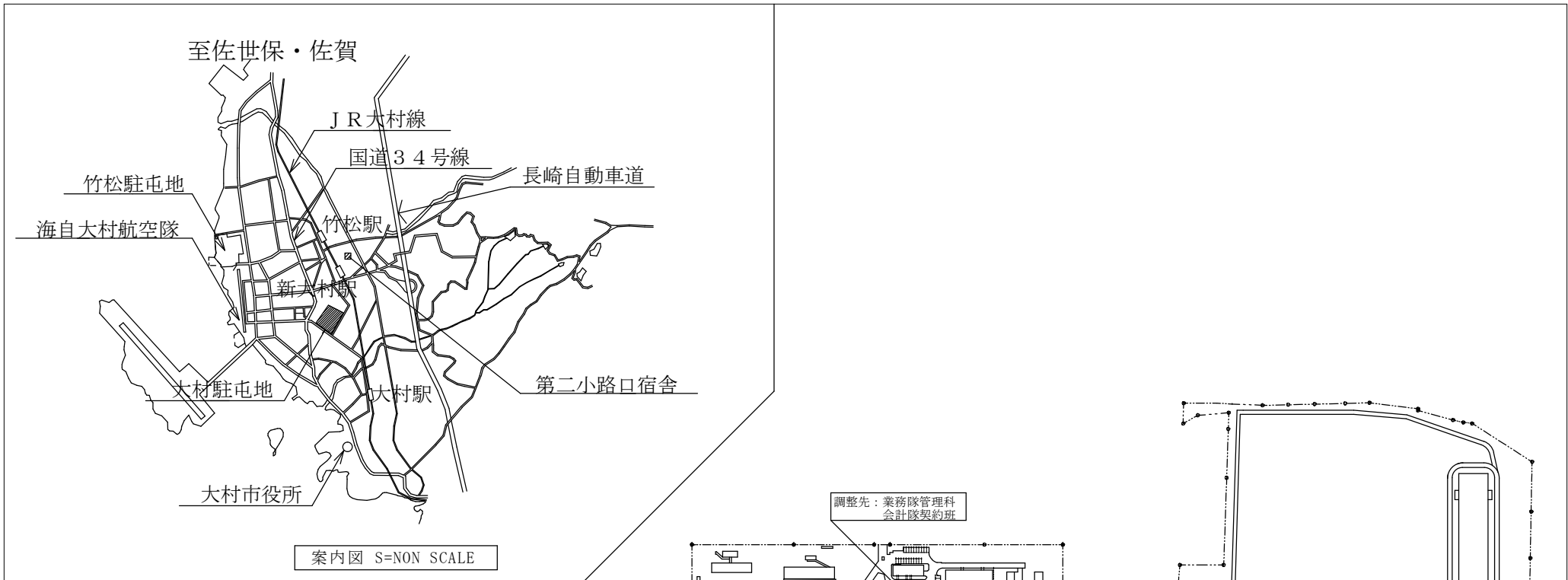
### 6 特記事項

- (1) 本工事において、取替する機器は下表に示すもの、又はその同等以上とする。

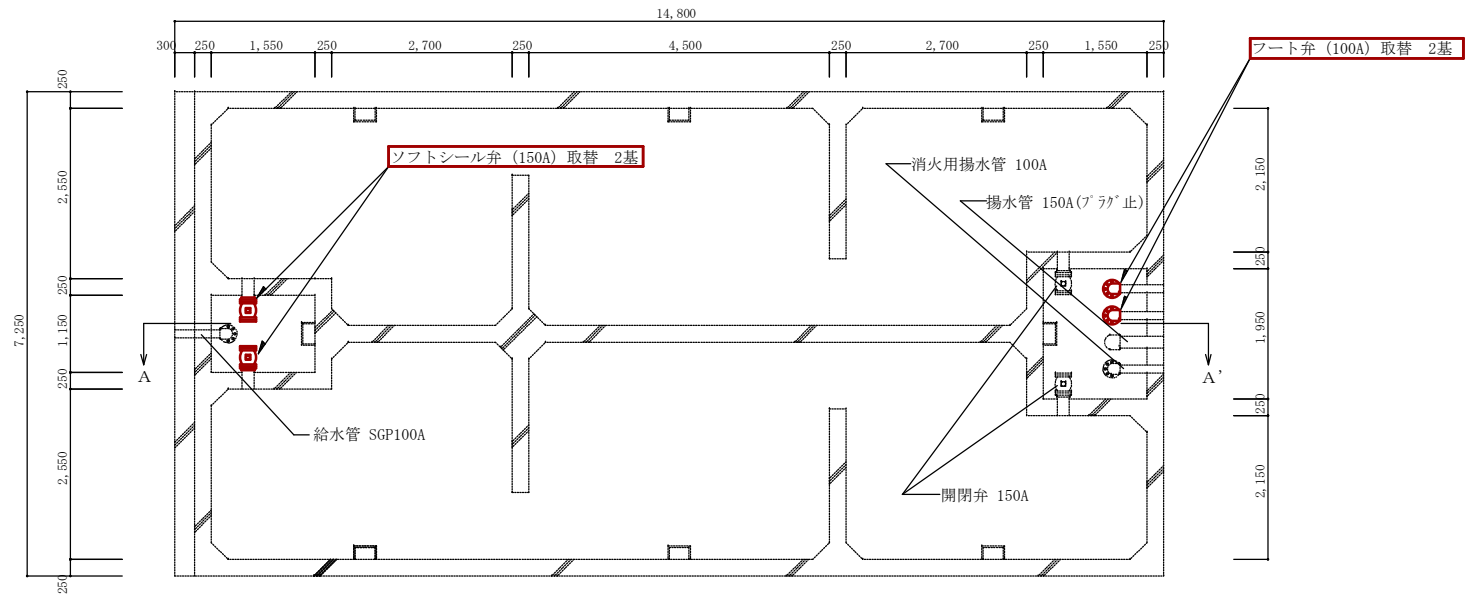
取替機器名	メーカー・型式	仕 様	口 径	数 量
ソフトシール弁	角田鉄工株式会社 JWWA B 120 2種 フランジ形	材質：ステンレス製 呼び圧力：7.5K 開閉方向：左開き	150A	2基
フート弁	(株)大阪継手バルブ製作所 図番：TV-36-3	材質：ステンレス製 接続：ねじ込み式 弁体部：片開式 レバー：有	100A	2基

- (2) 既存機器の撤去の際は、他の部位に損傷を与えないよう十分注意するものとする。
- (3) 作業者は、常に健康状態に留意するとともに、本工事の実施日から遡り概ね6か月以内の全事項に関する健康診断の写しを監督官に提出するものとする。
- (4) 施工時期については、受水槽清掃業者の水抜き後に実施するものとし、作業日時は官側及び清掃業者と綿密に調整し、決定するものとする。また、清掃時期については、1-1月頃を基準とする。
- (5) 完成検査合格後、施工上の欠陥によるものとみられる不具合等の発生について請負業者は1年間はその責を負うものとする。

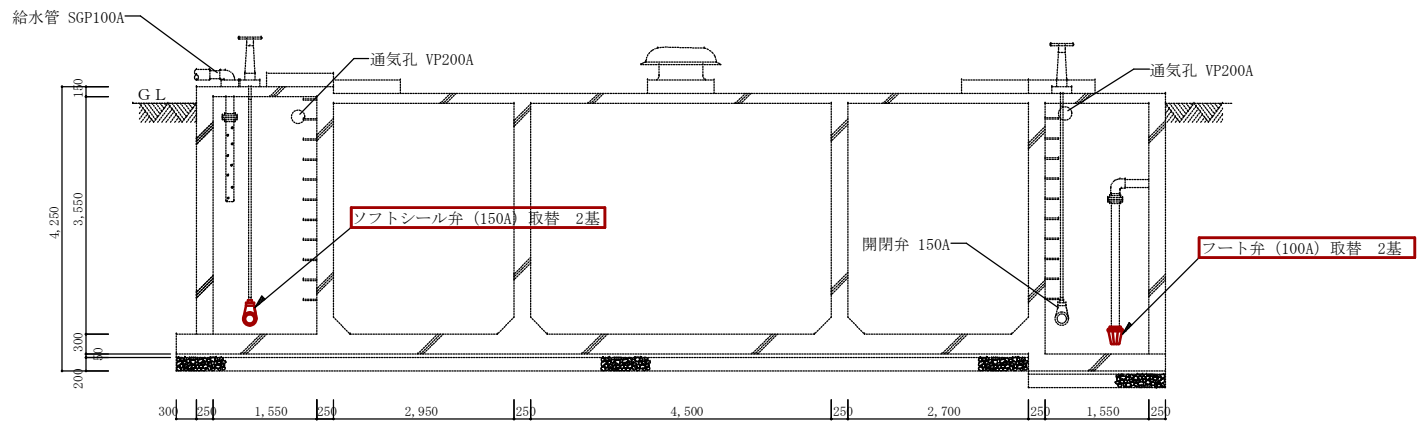
件 名	駐屯地受水槽部品取替工事				
図面名称	仕様書				
縮 尺	—	作成年月日	R7.6.19	図面番号	2 / 4
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					



件名	駐屯地受水槽部品取替工事				
図面名称	案内図・配置図				
縮尺	図示	作成年月日	R7.6.19	図面番号	3 / 4
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					



受水槽 (RC製) 平面図 S = 1 : 100



受水槽 (RC製) A~A' 断面図 S = 1 : 100

件名	駐屯地受水槽部品取替工事				
図面名称	受水槽平面図・断面図				
縮尺	図示	作成年月日	R7.6.19	図面番号	4 / 4
大村駐屯地業務隊 管理科営繕班					